

【県域助成1】

社会福祉法人 宮城県共同募金会

令和6年度事業 社会福祉施設整備助成事業 募集要項

1 目的

民間社会福祉事業の健全な発展を支援することを目的に、民間社会福祉事業者等への施設整備のための必要経費を助成することにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

助成予算総額は960万円の範囲内で助成する。なお、申請額は万円単位とする。

(1) 社会福祉法人が運営する施設に対する助成

①車両整備

- ・助成額は、マイクロバス等特殊車両は200万円上限、その他の車両は100万円を上限とし、総事業費の75%までとする。なお、助成金は標準付属品のみ対象とし、オプション（ナビゲーションシステム、スタッドレスタイヤ等）は含まない。
- ・社会福祉協議会、保育園の車両整備及び中古車両や車両リース代は不可。

②施設の増改築・修繕

- ・助成額は、150万円を上限とし、総事業費の75%までとする。

③備品整備

- ・助成額は、100万円を上限とし、総事業費の75%までとする。
- ・備品購入は、1備品で必要性の高い備品に限る（付属品は可）。
- ・法人運営に係る事務機器など施設利用者へのサービス向上につながらないと思われる備品、及びリース契約が適当な備品は不可。
(例示：パソコンや複合機等の事務機器、AED等)

(2) 特定非営利活動法人・一般社団法人等が運営する施設に対する助成

① 施設の増改築・修繕

- ・助成額は、100万円を上限とし、総事業費の90%までとする。
- ・施設の増改築・修繕が、個人所有または借上げの施設に係わる場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る。

② 備品整備

- ・助成額は、100万円を上限とし、総事業費の90%までとする。
- ・備品購入は、1備品で必要性の高い備品に限る（付属品は可）。
- ・法人運営に係る事務機器など施設利用者へのサービス向上につながらないと思われる備品、及びリース契約が適当な備品は不可。

(例示：パソコンや複合機等の事務機器、AED等)

3 助成対象外事業・団体について

次の各号に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業・団体
- (2) 政治、宗教、営利活動を目的とする事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 特定の個人的活動、または社団や組合等、構成員の互助共済のみを目的とする事業
- (5) 行政からの委託や補助金を受けている事業
- (6) 介護保険法に基づく事業
- (7) 助成による効果が期待できない事業、及び助成金以外の収入が期待でき、これによって実施することが適当と認められる事業

4 募集期間

令和5年7月24日(月)～9月22日(金)

※市町村共同募金委員会必着(当日消印有効)

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- ① 助成金申請書(様式第1)
- ② 助成金事業計画書(別紙1)
- ③ 助成金事業に係る収支予算書(別紙2)
- ④ 運営状況報告書(別紙3)
- ⑤ 定款又は会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和5年度事業計画書・収支予算書
- ⑧ 令和4年度事業報告書・収支決算書
- ⑨ 車両申請調査書(車両申請のみ)(別紙4)
- ⑩ 見積合せ点検票(別紙5)
- ⑪ 見積書、製品カタログ
- ⑫ 実施設計書(工事施工のみ)、修繕箇所の写真
- ⑬ その他本会が特に必要とする関係書類

※申請書類（①、②、③、④、⑨、⑩）は、本会ホームページからダウンロードできます。（URL:<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>）

（2）助成決定

助成決定については、宮城県共同募金会配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第2）により申請団体の長に通知する。

（3）完了報告

助成事業が完了したときは、「宮城県共同募金会 共同募金の助成に関する規程」第12条に基づき、事業実施年度終了後の1か月以内に助成金事業完了報告書（様式第5）を本会に提出すること。

6 留意事項

- （1）事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。
- （2）募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- （3）申請は、1法人1施設1事業とする。
- （4）当該年度に助成決定を受けた法人は、翌年度の申請をすることができない。
- （5）その他、本要項に定めのない事項については、「宮城県共同募金会共同募金の助成に関する規程」によるものとする。

附則

この要項は令和5年6月30日より施行する。